食物アレルギーのある
園児の保護者の方へ

食物アレルギーのある子ども達が園生活を安心して過ごすために

Q「保育所におけるアレルギー疾患管理指導表」って何？

A 医師の診断結果に基づいて、園児のアレルギー疾患の情報を記載するためのものです。保育園が食物アレルギーのある園児への対応を行う際、個々の症状等を正しく把握する必要があります。保育園生活上の留意点を踏まえて適切な対応を考えていきます。

具体的な保育園での対応は、医師の診断をもとに、保育園と保護者が相談して決めます。

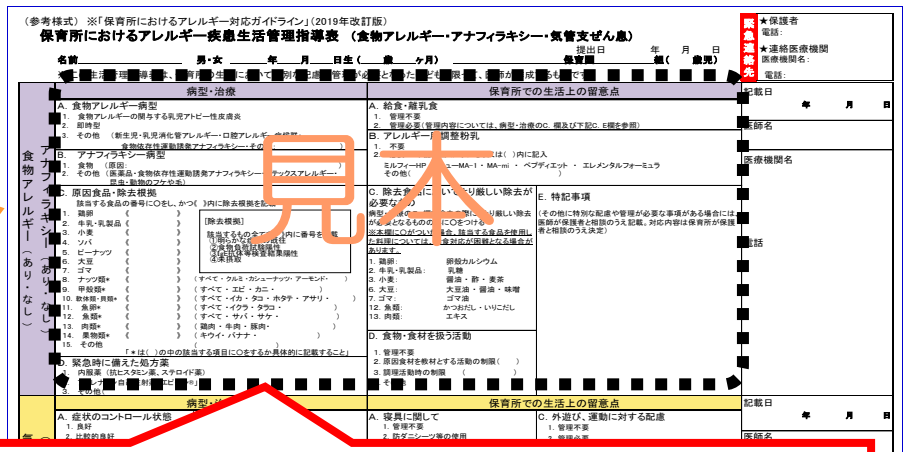
（参考様式）※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息）

見本

「病型・治療」「保育園での生活上の留意点」の項目は特に重要です。
専門医に診断を受けることをお勧めします。

※生活管理指導表を医師が記載するにあたり、料金がかかる場合があります。

食物アレルギーのある園児の方は、必ず医師の診断を受けた「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。

Q 生活管理指導表はなぜ必要なの？

A 園生活で食物アレルギーのある場合は、生活管理指導表に記載されている医師の診断結果に基づいて保育園と保護者が面談をします。生活管理指導表は配慮の内容を決める時に必要な資料となります。

また、面談で決まった内容や生活管理指導表の内容については、全ての職員で共有します。

Q 生活管理指導表はだれが、どこへ出すの？

A 医療機関で食物アレルギーがあると診断された場合、医師が食物アレルギーに関する情報を記載し、**保護者が保育園に提出します。**

症状等に変化がなくても引き続き配慮や管理が必要な場合は、毎年１回以上、医療機関を受診し、生活管理指導表を保育園に提出します。

生活管理指導表を提出することで…

- ●医師による正しい診断を基に、適切な対応をすることができます。
- ●不必要な制限をしないで済むことがあります。
- ●安全で楽しい保育園生活を送ることにつながります。

保育園生活の中で、食品を扱う活動には…

保育園給食の対応

- 詳細な献立表対応（配布）
- 弁当対応（一部・完全）
- 除去食対応
- 代替食対応（牛乳から豆乳又は、お茶への代替など）

食品を扱う生活等

- クラス活動
- 園行事（節分）など
- 栽培物
- キッズクッキング

園外学習等

- 遠足（おやつ・弁当）
- さんぽなど

内服薬・エピペン®などの保管について

内服薬やエピペン®などを保育園に持たせる場合は、管理方法を保育園と相談して決めましょう。

保育園における食物アレルギー対応のための基本的な流れ　（例）

① 「幼児の状況表」で、保育園に食物アレルギーがあることを知らせます。食物アレルギー対応が必要な場合は「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の用紙をもらいましょう。
② かかりつけ医を受診して正確な診断を受け、生活管理指導表を書いてもらい、保育園に提出しましょう。
③ 実際の対応について保育園と面談します。毎日の保育園給食や活動、行事等の場面で食物アレルギーに対する配慮や対応が必要になることが考えられます。活動の内容、食事内容など十分に相談しておきましょう。
④ 保育園は面談の内容を踏まえて「アレルギー一覧表」を作成します。
⑤ 全ての教職員が「アレルギー一覧表」を共通理解するため、保育園内で周知します。

保育園における食物アレルギー対応　毎月の流れ　（例）

① 献立表≪アレルギーチェック表≫で、お子さんのアレルゲンとなる食品がないか確認をします。
② 加工品の食材については「加工食品の原材料明細」を確認します。
③ 保護者は≪アレルギーチェック表≫に対応内容を記入し、クラス担任に提出します。
④ 副園長と調理員が≪アレルギーチェック表≫を確認し、必要があれば保護者へ再確認後、決定した献立を共有します。

お問い合わせ先　多治見市福祉部子ども支援課　ＴＥＬ：２３－５９４７（直通）